

## 監査指摘事項の措置状況通知書

防災安全部

令和5年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
防災課	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において，政令指定都市以外に出張する場合に交通費は，目的地に最も近い鉄道の最寄り駅（JR）までの鉄道賃等を支給するとされているが，最寄り駅から目的地までのバス代を算定したことにより，1件440円の過払いのものがあった。	指摘後，令和5年10月23日から戻入に係る事務処理を開始し，令和5年11月1日付けで戻入対象者から過払いの旅費が納入された。 再発防止策として，当該指摘事項について部内で共有を図り，旅費に関する条例などの関係規程の習熟に努めるほか，不明点や疑義が生じた際は所管課に確認を徹底するなど，部内のチェック体制の強化を図ることとした。	令和5年 11月1日

## 監査指摘事項の措置状況通知書

建築部

令和5年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
市営住宅課	<p>(3) 財産管理に関する事務 [検討を要するもの]</p> <p>② 市営住宅退去者滞納家賃に係る収納業務を委託しているが，受託者から提出される月次の交渉記録が住宅管理システムに反映されていなかったことから，より適切に債権管理を行うため，一元管理による交渉記録の保存方法等について必要な方策を検討されたい。</p>	<p>収納業務の受託者から提出される交渉記録を，住宅管理システムへ記録し一元管理することとした。</p>	<p>令和6年 1月5日</p>

### 【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 市営住宅明渡遅滞損害賠償金及び訴訟費用等収入において，文書保存年限満了により督促状の発送が確認できないもののほか，督促状が未送付のものがあったことから，債権に係る情報を記録として残すなど，旭川市債権管理マニュアルに基づき，適正な事務処理の徹底を図られたい。</p>	<p>督促状は，平成27年6月に旭川市営住宅に係る債権の督促等事務取扱要領を制定する以前に未発送があったが，その後は，住所不定を除き全て発送している。督促状等の発送の管理は，住宅管理システムとは別に行っていたため情報を一元化し，当該システムで管理することとした。</p>
<p>② 市営住宅使用料及び市営住宅明渡遅滞損害賠償金で分割納付としている事案において，債務者から提出を受けている納付誓約書に受付印の押印が漏れているものがあった。納付誓約書は時効の更新に係る重要な情報であることから，適正な事務処理の徹底を図られたい。</p>	<p>滞納担当者へ受付印の重要性を周知するとともに，提出された納付誓約書を複数の職員で確認し，受付印の押印漏れを防ぐこととした。</p>

## 監査指摘事項の措置状況通知書

消防本部

令和5年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
総務課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において，料金改定前の鉄道賃で算定したことにより，1件10円を過少に支給しているものがあつた。	旅費算定時において，公共交通機関の運賃改定の確認を怠つたため，旅費支給額に誤りが生じたものである。旅費算定時において，公共交通機関の運賃改定の有無をホームページ又は電話により確認するとともに，事務担当者のみならず，決裁ラインにいる職員においても，決済時の再確認を徹底する。 本件については，令和5年9月28日に職員に支給し措置済み。	令和5年 9月28日
総務課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ② 旅費の支出において，用務相手先が負担する旅費の金額と旭川市職員の旅費に関する条例による算定額に差額が生じており，1件400円を支給していないものがあつた。	出張者から口頭で相手方負担額の方が多い旨を確認しただけに留まり，旅費の内訳等の確認を怠つたことにより，差額の有無の確認及び当該差額の支給をしていないこととなつたものである。相手方が旅費を負担する出張案件については，当該出張に係る通知文に旅費詳細が明記されていないか確認するとともに，出張者に対して，相手方負担額と比較し旭川市職員の旅費に関する条例による算定額が上回る場合はその差額を支給すること，相手方に旅費の詳細がわかる書類を依頼するなどを指示し，出張者に不利益が生じないように説明することを徹底する。 本件については，令和5年11月24日に職員に支給し措置済み。	令和5年 11月24日
総務課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ③ 旅費の支出において，長期研修の宿泊料における朝食代算定回数を誤つたことにより，1件960円の過払いのものがあつた。	旅費算定時において，事務担当者が朝食回数を誤つて計上したものであるが，決裁ラインの職員の確認不足が要因である。旅費算定時において，事務担当者のみならず決裁ラインにいる職員も，決済時において算定内容の確認の徹底を行う。 本件については，令和5年11月1日に職員から戻入済み。	令和5年 11月1日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 出張の復命において，出張結果の報告が不十分な復命書が確認された。復命の在り方については，平成29年度の定期監査において意見・要望を行っているところであり，今一度，「旭川市消防職員服務規程」に則った復命の在り方を整理し，適切な事務執行に努められたい。</p>	<p>出張事務を所管する総務課職員担当のチェック体制を強化し，不十分な復命書については，その都度，原課に修正依頼を行う。旭川市消防職員服務規程に則った復命のあり方を整理し，平成29年度上期定期監査結果を踏まえて発出した「出張命令書，復命書作成時の留意事項について（平成29年10月24日）」の内容を，令和5年度中期定期監査結果を踏まえて見直しを図った。</p>

## 監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

令和5年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
学務課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において，車賃で路線の誤りに伴いバス代実費額の算定を誤ったことにより，2件560円を過少に支給しているものがあつた。	車賃について，4月に改正があつたことを見逃し，確認不足であつたことによる誤支給があつたため，追給の事務処理を行った。再発防止のため，車賃等について複数人で確認することとした。	令和5年 10月30日
学務課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ② 旅費の支出において，旅費の対象外である保険料を車賃に含めて計上したことにより，1件100円の過払いのものがあつた。	バス運賃に含まれている保険料（100円）に気づかず，旅費として保険料を支払ったことによる過払いがあつたため，令和5年11月17日に戻入を行った。 今後は領収書の内訳等の資料を追加で提出を依頼し，複数で内容を確認できるようにする。	令和5年 11月17日
学務課 学校保健課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ③ 旅費の支出において，車賃で距離を誤ったことにより，2件592円を過少に支給しているものがあつた。	在勤地内出張旅費の行程に確認漏れがあり支給が不足していたことから，追給を行った。 今後は，学校の資料をまとめて提出してもらうなど，学校の協力を得ながら誤りが発生しないように事務を進める。 また，距離の算定に使用する距離一覧表や行程・距離の積算に誤りや漏れがないか確認を徹底する。	令和5年 11月17日
学校施設課	(3) 財産管理に関する事務 [改善を要するもの] ① 過払い給与に係る戻入未済金の債権区別について，消滅時効5年の公債権とすべきところ，消滅時効10年の私債権としていた。	債権区別に関する考え方に誤りがあつたことから，期間を10年としていた。今後は関係課に確認を行い，事務処理を進めていく。	令和5年 10月23日
学校保健課	(3) 財産管理に関する事務 [検討を要するもの] ② 過払い給与に係る戻入未済金の債権記録簿について，時効日欄が未記載であつたが，旭川市債権管理マニュアルでは消滅時効等を随時記録することとしており，時効完成日の誤りを防ぐ上でも見直しを検討されたい。	旭川市債権管マニュアルの内容確認が不足している部分があり，未記載の記録があつたものである。 未記載であつた時効日を債権記録簿に記載した。 消滅時効や更新時等を含め，記録簿に随時記録し，必要なときに内容を確認できるように管理する。	令和5年 12月4日

## 監査指摘事項の措置状況通知書

地域振興課

令和5年度（No. 2）監査結果報告書 財政援助団体監査関係分

### 【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>(1) 所管部局に関する事項</p> <p>① 負担金の交付申請時の事業計画書と実績報告時の事業実施報告書について，その体裁や記載された内容が異なるため，事業が計画どおり行われたか判断しづらいことから，提出書類の内容について適切に指導されたい。</p>	<p>負担金審査の観点から，計画に対し実績がどうだったのか明確にわかるよう，対照しやすい様式への見直しを書面により指導済みである。</p>